

川内川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は、「川内川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、川内川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系川内川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 川内川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の円滑に行うため事務局を置く。

- 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所、鹿児島県、宮崎県に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和 2年 7月28日から施行する。

川内川流域治水協議会 名簿

薩摩川内市長

さつま町長

伊佐市長

湧水町長

えびの市長

気象庁 鹿児島地方気象台長

気象庁 宮崎地方気象台長

鹿児島県 土木部長

鹿児島県 危機管理防災局長

宮崎県 河川課長

宮崎県 危機管理局長

九州地方整備局 川内川河川事務所長

九州地方整備局 鶴田ダム管理所長

川内川流域治水協議会 幹事会 名簿

薩摩川内市 建設部長

薩摩川内市 危機管理監

さつま町 建設課長

さつま町 危機管理監

伊佐市 建設課長

伊佐市 総務課長

湧水町 建設課長

湧水町 総務課長

えびの市 建設課長

えびの市 基地・防災対策課長

気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官

気象庁 宮崎地方気象台 防災管理官

鹿児島県 土木部 河川課長

鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課長

鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長

鹿児島県 北薩地域振興局 農林水産部 農村整備課長

鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長

鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 農林水産部 農村整備課長

宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐

宮崎県 危機管理局 危機管理課課長補佐

宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長

九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長

九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官